

安全で安心なまちを目指して



【問い合わせ】
町住民生活課
生活安全グループ
☎ 73-7510

飼い主の義務とマナー向上を!

犬の飼い主の皆さんへ

- ◆フンの後片付けをしましょう
雪解けとともにフンの不始末による苦情が多数寄せられています。
飼い犬を散歩させる際は、必ずフンの片付けができる道具を持参し、後片付けをしましょう。
- ◆畜犬登録をしましょう
室内・室外犬を問わず、生後90日を経過した犬の飼い主の方は、町へ登録する義務があります。
登録をされていない飼い主の方は、役場窓口で必ず登録を行いましょ。
- ◆狂犬病予防注射を受けましょう
飼い主には、毎年1回必ず狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。



かかりつけの病院で注射を受けた場合は、役場窓口で注射済の証明書を出してください。

犬の放し飼いはやめましょう

町の条例では犬のけい留（綱などで繋ぎ止めておくこと）が義務付けられています。
散歩や外出させる時は必ず2メートル以内のリード（引き綱）を付けましょう。

猫の飼い主の皆さんへ

- ◆室内で飼育しましょう
猫を屋外で飼うことは、近隣への迷惑になるだけでなく、交通事故や猫同士のケガなど猫自身の危険も多くなります。
上下に運動できる高さの空間があれば、屋内でも十分に飼育できます。
- ◆不妊去勢手術をしましょう
猫は繁殖力が高く、一回の妊娠で平均5頭の子猫を出産します。
繁殖を望まない場合は、地域猫を増やさないためにも不妊去勢手術をしましょう。



ごみ分別のご協力をお願いします



【申込先・問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

処理料金が安くなりました!

生木類（剪定枝、根など）の処理方法

町の指定袋に入らない生木類は、町内業者で処理を行っています。直接、自己搬入されますようお願いいたします。

◆搬入可能物

生木類（剪定枝及び根）
※土はできるだけ落として搬入願います。

◆受入曜日

月曜日～金曜日
※生木類以外の大型ごみは、町環境センターへ搬入願います。

◆受入時間

（5月～12月）
午前8時～午後5時
（1月～2月）
午前9時～午後4時50分

（3月～4月）
午前8時～午後4時50分
※正午～午後1時の1時間は搬入ができません。
◆処理料金（消費税別）
剪定枝（10kg）50円
根（10kg）70円
【搬入先・問い合わせ】
共立道路株式会社
（製品部） ☎ 2111



堆肥「栗肥土」販売中!

栗肥土は、役場・農村環境改善センター・南部公民館で随時販売しています。ぜひ、ご活用ください。
【価格】
1袋（10kg）300円



お知らせ

ごみ処理施設見学会開催

町では、実際にごみの処理施設を見学していただき、「ごみ問題」を皆さんとともに考え、ごみ分別などに対する理解を深める機会になればと考えています。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

【日時】5月25日(金) 9:00～12:00

【日程】右記のとおり

【定員】50人

【申込方法】町環境政策課へ電話予約

【申込期間】5月1日(火)～18日(金)



【日程】

時間	内容
9:00	(継立) 南部公民館出発
9:15	(角田) 農村環境改善センター出発
9:25	総合福祉センター「しゃるる」出発
9:30	役場出発
9:35	カルチャープラザ「Eki」出発
9:45	資源リサイクルセンター見学
10:30	環境センター（堆肥化施設・中間処理施設・最終処分場）見学
11:30	終了

※移動は町の大型バスを予定しています。
※定員になり次第締め切ります。
※参加者全員に粗品をプレゼントします。

南空知消防組合栗山消防団が消防団等地域活動表彰受賞

3月7日に両国国技館（東京都）で開催された自治体消防記念式典で、南空知消防組合栗山消防団が消防団等地域活動表彰を受賞し3月30日、表彰報告のため役場を訪れました。



南空知消防組合栗山消防団新団長に鈴木英雄さん就任あいさつ

今年4月、永田英隆前団長の後を受け、団長を拝命しました。前団長には地域の融和と均衡のとれた消防力の確保や発展にご尽力いただき、団員一同深く感謝しているところです。



この度、団長という重責を担うにあたりその職責の重さをあらためて痛感するとともに先人たちの功績の大きさに敬意を表する次第であります。つきましては身に余る大役ではございますが、団員各位のご協力を得ながら「安全で安心できる町」の一助となりますよう一致団結して前進して参りますので、町民の皆様の一層のご支援をお願いいたします。

表4 被用者保険被扶養者の軽減割合

【平成29年度】

区分	軽減割合(所得割)	軽減割合(均等割)
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

【平成30年度】

区分	軽減割合(所得割)	軽減割合(均等割)
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

【平成31年度から】

区分	軽減割合(所得割)	軽減割合(均等割)
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

【年間保険料額の例(平成30年度)】

●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	平成30年度	前年度比
80万円	9割	5,000円	100円増
168万円	8.5割	23,400円	3,400円増
195万5千円	5割	70,100円	5,400円減
218万円	2割	108,900円	9,900円減

●単身世帯(元被扶養者)の場合

年金収入	均等割軽減	平成30年度	前年度比
80万円	9割	5,000円	100円増
168万円	8.5割	7,500円	100円増
218万円	5割	25,100円	10,200円増

●夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	平成30年度	前年度比
80万円	夫妻	9割	5,000円	100円増
			5,000円	100円増
168万円	夫妻	8.5割	23,400円	3,400円増
			7,500円	100円増
223万円	夫妻	5割	99,200円	14,200円減
			25,100円	14,700円減
268万円	夫妻	2割	161,900円	8,700円減
			40,100円	9,700円減

●夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻が元被扶養者、年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	平成30年度	前年度比
80万円	夫妻	9割	5,000円	100円増
			5,000円	100円増
168万円	夫妻	8.5割	23,400円	3,400円増
			7,500円	100円増
223万円	夫妻	5割	99,200円	14,200円減
			25,100円	10,200円増
268万円	夫妻	2割	161,900円	8,700円減
			25,100円	10,200円増



被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっていきます。平成30年度の新しい保険料率は表1のとおりです。また、均等割の軽減範囲も表2のとおり変更されることになりました。保険料の詳しい内容は、問い合わせ先までご連絡ください。

保険料率が変わりました

表1 平成29・30年度の保険料率

	平成29年度	平成30年度	増減
均等割 (被保険者が等しく負担)	(年間) 49,809円	(年間) 50,205円	396円増
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	10.51%	10.59%	0.08ポイント増
賦課限度額 (1年間の保険料上限額)	57万円	62万円	50,000円増

保険料率は被保険者ごとに計算されます。被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額が保険料となります。(表3参照)

保険料の計算方法

表2 均等割の軽減範囲

平成29年度まで	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	
2割軽減	33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	

平成30年度から	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	
2割軽減	33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	

表3 平成30年度の保険料の計算方法

均等割 【1人当たりの額】 50,205円 + 所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得 - 33万円) × 10.59% = 1年間の保険料 【限度額】 62万円 (100円未満切り捨て)

※年度途中で加入したときは、加入した月から月割で計算します。

平成30年度の保険料は7月に個別にお知らせします。

平成30年度の保険料率が見直されました 後期高齢者医療制度



【問い合わせ】
◆北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
◆町税務課課税グループ ☎ 73-7505



コラム
お金の
おはなし

Vol.14

給与明細の見方 新社会人のお金の心構え

くりやまライフサポーター
応援ファイナンシャル・
プランナー (FP)

文・星 洋子 さん

給料の中身を理解しよう

初めての給料をもらった新社会人の皆さん、給与明細は見ましたか。最近は給与明細をWebで通知する企業が増えたため、ログインして明細の確認をするのは面倒かもしれません。

でも給与明細には大事な情報がたくさん載っています。自分の給料の中身を理解することが社会人としての第一歩です。

基本給や各種手当の合計が総支給額です。ここから税金や社会保険料、会社独自の項目（組合費など）が天引きされて、手取り額となります。

税金とは所得税と住民税です。税金は公共サービスなどの運営に使われます。所得税は概算で天引きされて、年末調整で過不足が精算されます。住民税は前年度の所得から算定されるので、前年度に所得の無い新社会人は2年目から天引きされます。

社会保険料は健康保険、厚生年金保険、雇用保険です。健康保険と厚生年金は入社月の翌月から天引きされます。社会保険は強制加入、保険料（事業主と折半）を負

熟練の技、今も健在 101歳の現役理容師 永井 季雄さん

【プロフィール】
ながい すえお
大正6年3月21日生まれ。
東京の日本橋や四谷の店で
8年間修業を重ね、1945
年の終戦直後に「永井理容
院」を開店。約35年前に
長男の潔さんに店主を譲
る。現在も潔さんと2人で
午前9時から午後6時まで
店に出ている現役理容師。



「ここまで長生きして、働き続けられるとは思っていません。」

駅前通り商店街で理髪店を構えて今年で73年目となる現役理容師の永井季雄さん（101歳）は、見習い期間を含め83年間の理容業の人生を振り返ってくれました。

大病を患ったことはなく、医者にかかることもほとんどないそうです。たばこも吸わず、お酒はたしなむ程度だということについて「規則正しい生活が一番。朝昼晩の食事を好き嫌いなく食べることに、10年ほど前まで趣味だったスキーやゴルフが長寿の秘訣かもしれません」と話してくれました。

手に職をつけたかった

栗山生まれの永井さんは、旧空知農業学校（現岩見沢農業高等学校）に進学。しかし、家庭の事情で働かざるを得なくなり中退。手に職をつけたかったことから、理容師を目指し東京にいた親戚の理容店に弟子入りし、日本橋や四谷の店などで約8年間、修業を重ねました。

会話を楽しみながら現役を

理髪店が開店できたのは、終戦直後の28歳の時でした。

最近は握力が弱くなり、カットには少し時間がかかるようになりましたが、それでも得意の顔そりは熟練の技を求め、多くの常連客が訪れます。

こうした父の姿に長男の潔さんは「100歳を超えて現役を続けることには尊敬の念しかない」と話していました。

今後は、「理容師の命ともいえる視力が落ちたら自ら身を引きますが、それまでは足腰も動くし、自分が必要としてくれるなごみのお客さんのために会話を楽しみながら頑張りたい」と意気込みを語りました。

費用は無料

FP「出前講座」のご案内

- 【対象者】 町内在住の40歳以下または中学生以下のお子さんがある保護者の方5人以上で構成する団体やグループなど
- 【講座内容】 教育資金計画、家計の赤字解消、住宅ローン、子どものおこづかいなど
- 【実施期限】 平成31年2月28日(木)まで
※実施日は申込者と講師で調整し決定します。
- 【派遣場所】 町内の公共施設・集会場など申込者が指定する場所
- 【派遣講師】 FPオフィス・スターサポート代表 星洋子さん
バナナンキッズ代表 横井規子さん
(こづかい講座担当)
- 【申込期限】 希望実施日の2週間前まで
- 【申込先・問い合わせ】 町若者定住推進室 ☎ 73-7521



ほし ようこ
1級FP技能士、2級DCCプランナー。一般企業で10年以上経理・総務業務に従事しながら、自身の家計の見直しのためにFPの資格を取得。ライフプランを提案する独立型FPとしてセミナー講師、相談業務などを中心に活躍中。